

<個人・医療法人>

**A40** 納税の納付期限を過ぎた場合に、自身で気づいて納付した場合には納付額の5%相当額、税務署から税額の通知を受けて納付した場合には、納付額の10%相当額の不納付加算税が課されます。また、その他に延滞利息として、納付期限の翌日から納付日までの期間に応じて延滞税が課されます。